

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 制服の支給と制服手当の支給

Q：当社は、従業員に同型の社名入りの制服を支給しましたが、現物給与として課税されるのでしょうか。

また、全員に毎年一定額の現金を制服手当として支給し、各人が調達するようにした場合の取り扱いはどうなりますか。

A：もっぱら、勤務場所だけで着用する事務服、作業服であれば、現物給与として課税されません。一方、制服手当として現金を支給した場合には、給与として課税されます。

【解説】

職務の性質上制服を着ることが必要とされる警備員、運転手等に支給する制服などは、所得税の課税はされません。同様にもっぱら勤務場所だけで着用する事務服、作業服についても課税されません。

ただし、勤務場所以外でも着用できるようなものであれば、それは現物給与として課税の対象となってしまいます。

したがって、現物給与として課税の対象とならないためには、その事務服、作業服等を着用することによって、特定の会社の従業員であることがわかるものでなければなりません。

このように事務服、作業服等が課税の対象とならないのは、現物によって支給される場合に限られています。毎年一定額の現金を制服手当として支給する場合には、この非課税の適用はなく、給与として課税されることになります。

